

# 山本行政ニュース

編集発行人

行政法人 山本事務所

〒104-0061  
東京都中央区銀座1-8-21  
中央ビル5F  
TEL 03(3567)3071  
FAX 03(3567)3078

ひまわり

7<sub>D</sub> (文月) JULY  
16日・海の日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31	.	.	.	.

ē ī ū ī Ä ä - ' À w ħ Š Ú

中小企業基本法では中小企業を、資本金・従業員規模により、サービス業は5,000万円以下又は100人以下、小売業は5,000万円以下又は50人以下などと定義していますが、税法上の範囲は異なり、特定同族会社の留保金課税の適用除外規定や法人税の軽減税率では、対象となる中小企業を資本金1億円以下としています。

D w k ħ q Ñ

- 国 税 / 6月分源泉所得税の納付 7月10日
- 国 税 / 納期の特例を受けた源泉所得税(1月~6月分)の納付 7月10日
- 国 税 / 所得税予定納税額の減額承認申請 7月17日
- 国 税 / 所得税予定納税額の納付 7月31日
- 国 税 / 5月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 7月31日
- 国 税 / 11月決算法人の中間申告 7月31日
- 国 税 / 8月、11月、2月決算法人の消費税の中間申告 (年3回の場合) 7月31日
- 地方税 / 固定資産税(都市計画税)第2期分の納付 市町村の条例で定める日
- 労 務 / 社会保険の報酬月額算定基礎届 7月10日
- 労 務 / 障害者・高齢者・外国人雇用状況報告 (100人以上の事業場) 7月17日
- 労 務 / 労働者死傷病報告(4月~6月分) 7月31日

# 契約書の基礎知識



## [ 1 ] 契約書の必要性

### (1) 紛争解決のための証拠保全

取引の相手方と何らかの原因でトラブルが生じたとき、きちんとした契約書その他の文書があるとないのでは、紛争解決のための交渉に大きな違いを生じます。契約を文書化することは、将来、紛争が生じたとき有利に解決するための証拠保全、転ばぬ先の杖の役割を果たすものです。

### (2) 企業活動の合理的な処理

企業は数多くの取引を繰り返し継続して行っています。過去にどのような契約が結ばれたか、現在どのような契約を履行中であるのか、それらは、将来、より有利で安全な契約を結ぶために、明確に文書化して保管しておく必要があります。

## [ 2 ] 契約書作成上の注意点

### (1) 署名と記名押印

署名とは何か

署名とは、自分自身で自分の氏名を手書きすることです。つまり本人のサインです。

記名押印とは何か

記名というのは、氏名を彫ったゴム印やワープロ、印刷などで氏名を記すことです。

署名と記名を区別するの

は、署名のときには必ずしも捺印する必要がありませんが、記名るときは必ず捺印を伴わなければ効力がありません。新商法32条に「この法律の規定により署名すべき場合には、記名押印をもって、署名に代えることができる。」とされており、手形法、小切手法も署名とあるのは記名捺印を含むと規定しています。

契約書は株主総会、取締役会議事録などと違って商法中署名すべき場合にあたりませんが、署名するか、記名の場合は捺印がなければ不十分という認識は、広く一般取引上の文書にもあてはまることです。

個人と会社の表示上の注意

契約の当事者が個人の場合、氏名の表示が戸籍上の氏名でなく、通称、芸名、ペンネームでよいかという問題があります。公文書などは戸籍上の正確な氏名の表示を求められることもあります。契約書では印鑑証明書添付というようなものは別として、その人を特定して表示するかがりかまいません。ただし、戸籍上の正確な氏名を表示するにこしたことはありません。

会社の場合は、商号、代表資格（代表取締役など）、代表者の氏名、の3点表示があってはじめて会社とし

ての契約書に署名、記名捺印したことになります。この3点は、会社の登記簿謄本によって確認できます。

### (2) 契約書は何通作するのか

一般に契約書の末尾には「右契約締結の証として本書二通作成し、甲乙各記名捺印のうち各自その一通を保有する」という記載があります。また、会社の契約書管理規定の例にも「契約書は契約当事者数の正本を作成することを原則とする」というのが多いようです。

このように、契約書は当事者の数だけ作成して、それぞれに署名（記名）捺印して各自が持ち合うのが一般的慣行といえます。当事者のほかに保証人や立会人が加わって、当事者と連署（記）捺印したときは、その加わった人数分も含めて作成し、その人達も保有するのが普通です。

調印者全員の数だけ作って各自が所有することは、当事者の一方が、勝手に改ざんしたり、捨印を悪用して訂正、変更することを防止する実益があります。また、盗難、紛失、災害のときなどに役に立ちます

したがって、差入様式の契約書（覚書・念書のようなもの）を相手に渡してしまうときは、必ずコピーしておくべきです。

## 1...契約の履行とは

契約の履行とは、当事者の双方が締結した契約の内容どおりに、それぞれの債務を履行することです。売買契約を例にとると、売主の義務としては、所有権を買主に移転すること、第三者対抗要件を具備すること（例えば不動産売買契約における所有権移転登記）、目的物を買主に引き渡すこと、です。

重要なのは、目的物を買主に引き渡すことです。目的物の引渡しに際しては、契約内容どおりの目的物（商品名、品質、数量等）を、約定どおりの納期に、約定どおりの納入場所に納入することが必要です。

買主の義務は、納入商品の受領義務、検査義務、代金支払義務です。

## 2...契約の不履行

（債務不履行）とは

債務不履行とは、契約内容どおりに債務が履行されないことです。債務には、いろいろな種類がありますが、売買契約の場合は、売主の基本的な債務は契約内容どおりの商品を買主に引き渡すことであり、買主の基本的な債務は代金を売主に支払うことです。

したがって、売主の債務不履行というのは、売主が契約内容どおりの商品を買主に引き渡さないことです。これに対して、買主の債務不履行とは、買主が代金を約定の支払期日に売主に支払わないことです。

## 3...債務不履行には 3つのタイプが

# 契約の

# 履行、不履行とは？

(1) **履行遅滞**：履行できるのに債務者の故意または過失により、履行が遅れること。例えば、約定の支払期日に買主が代金を支払わない場合です。債務者に故意・過失はなくても、その使用人等の故意・過失によって遅滞すれば、履行遅滞の責任を負うこととなります。このように履行遅滞は、債務が履行期にあって、履行が可能なのに、債務者の責任で、履行がなされない場合に生じます。

したがって、天災地変等の不可抗力による遅滞（例えば、地震による交通途絶のため、売主が約定の納期に商品を買主に納入できない場合）は、履行遅滞にはなりません。ただし、金銭を支払う債務については、不可抗力で支払いが遅れた場合でも、履行遅滞になりますので注意が必要です。

(2) **履行不能**：契約を締結したときは履行できたが、その後の債務者の責任で、その履行ができなくなること。例えば、建物の売買契約締結後に売主の過失で建物が全焼したような場合です。契約締結時

にすでに建物が消滅しているなど、履行が初めから不能の場合は、履行不能には該当しません。

(3) **不完全履行**：履行期に一応の履行はあったが、不完全なこと。例えば、納期に納入された商品が粗悪品であったような場合です。つまり、履行期に履行されたが、債務者の責任で、履行が不完全である場合です。

## 4...「危険負担」 という考え方

債務者の責任によらない不可抗力で履行できなくなった場合の損害はどうなるのでしょうか。例えば、地震などの天災地変等、当事者双方の責めに帰することができない不可抗力によって引渡し前の建物が滅失・毀損したとき、この損害を売主、買主のどちらが負担するのか、という問題を危険負担といいます。もし、売主が負担するとしたら、買主に売買代金を請求できませんし、逆に買主が負担するのなら、建物の引渡しを受けられないのに売買代金を支払わなければならないこととなります。

このような危険負担については、わが国の民法は、不動産のように特定できるものについては、債権者（買主）が負担し、それ以外の場合には債務者（売主）が負担する旨定めてあります。

しかし、あらかじめ当事者間で特約があればそれに従うことが可能ですので、実務上は特約で、引渡し前の滅失・毀損等の損害は売主負担、引渡し後に生じた損害は買主負担とするのが通例です。

## CRD

CRD（中小企業信用リスク情報データベース）は日本で初めての中小企業のデータベースです。

現在、CRDなど財務情報等の定量的指標を用いたモデル（信用リスク審査モデル）を活用した無担保・無保証融資への積極的な取組みが、全国で拡大しています。CRDは、データベース機関CRDが会員組織による運営をしています。

具体的には、金融機関等の会員から取引先中小企業の各種データの提供を受けて、このデータから生み出される中小企業の経営評価や信用リスク判断関連の付加価値を金融機関等の会員に向けて提供しています。これらデータ及び付加価値の一部は広く開放され民間人も使用することが可能です。

CRDはもともと中小企業庁で、中小企業金融の円滑化を旗印に構想が練られ、平成13年3月に信用保証協会を主体に任意団体CRD運

営協議会として誕生。その後、会員、蓄積データも増え、中小企業の経営関連データを集積する金融インフラとしての地歩が固まり、平成17年4月に非営利の中立機関としての性格を明確にした有限責任中間法人CRD協会へと組織の衣替えを行い今日に至っています。

設立の趣旨は、データから中小企業の経営状況を判断することを通じて、中小企業金融に係る信用リスクの測定を行うことにより、中小企業金融の円滑化や業務の効率化を実現することを目指したものです。

会員数は、信用保証協会のほか、政府系金融機関や民間金融機関等、平成18年4月現在で240機関に達しています。会員から投入されたデータは財務データを中心に中小企業200万社の規模にまで至っています。今後、財務関連に止まらず広く経営データを集積し、その他の活用を考えているようです。

18年4月には、このデータベースを使い、信用保証協会が信用保証料率の決定に使用しています。

## 労働生産性の向上

ワーク・ライフ・バランスの実現、集中的・効率的な能力支援プログラム、就労促進型福祉への転換、ハローワークへの市場化テスト導入。  
ここでは、この中で労働生産性の向上に的を絞って考えてみたいと思います。  
労働生産性とは何か？さて、労働生産性の経済式は付加価値を生む従業員と言っことです。

労働生産性＝付加価値÷従業員  
このためには労働装備率を上げて、付加価値の高い事業を手掛ける必要があります。平成十九年度の税制改正では、設備投資の償却期間を短縮し、残存価額をゼロにしました。これは労働装備率を上げる政策の一つです。  
国策に従う経営をすることは、経営面で国が支援してくれることです。政策にアンテナを張って経営をしてみましょ。

## M & Aの旬

例えばあと3年とか5年というようにリタイアの期間を決めて会社を手放すことができますかと問い合わせをする会社の経営者がいると公的機関のM&A担当者の話がありました。

M&Aの業界にも当然のことながら業界の動向からみて、今が売り時というものがあるようです。

売り手となる個別店の経営状況もさることながら、その業界の再編等の事情により大手が進出を考えているようなときは売り時となるようです。

M&A成功の秘訣は、タイミングです。非上場会社で優良な企業は当然のことながら株式の評価は高くなりますが、売却ができませんから相続税負担が重くなります。

会社内の力のある従業員に引き継ぐにしても、一般的にはその従業員にある程度資力がなければ金融機関は個人保証の切り替えをしてくれません。

事業承継の選択肢の検討も必要です。